

奈良市議会基本条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>目次 前文 第1章～第10章 略 第11章 補則（第34条_____） 附則</p> <p>本市議会は、世界に誇る歴史と文化の薫る本市の発展を担うため、日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき議会の機能を高めることにより、市民主体の市政及び自立した地方公共団体の構築を推進し、_____市民の生活の安定及び福祉の向上に寄与するとともに、世界の古都奈良にふさわしい伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりに努めなければならない。</p> <p>また、急激な人口減少と<u>少子高齢化社会の到来</u> _____など社会経済情勢は大きく変化するとともに、市民ニーズも多様化、高度化してきている。</p> <p>このため、議会は、議事機関としての特性を発揮し、市政における課題の論点及び争点を明らかにして十分に議論を尽くすとともに、市政運営への<u>監視と評価</u> 機能を強め、さらに政策立案、<u>政策提言等</u>を積極的に行うことにより、その使命を果たさなければならない。</p> <p>また、議会は、市民に開かれた、分かりやすい議会であり、かつ、信頼される議会として、情報公開や説明責任を積極的に果たすことに努めなければならない。</p> <p>ここに、本市議会は、市民福祉の向上を図るために、二元代表制の一翼を担う重大な責務があることを確認し、市民の厳粛な信託に全力で応え、市民とともに歩む開かれた<u>議会づくり</u>を目指すことを決意し、議会に関する基本的な事項を明らかにし、この条例を制定する。</p> <p>（基本方針）</p>	<p>目次 前文 第1章～第10章 略 第11章 補則（<u>第34条・第35条</u>） 附則</p> <p>本市議会は、世界に誇る歴史と文化の薫る本市の発展を担うため、日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき議会の機能を高めることにより、市民主体の市政及び自立した地方公共団体の構築を推進し、<u>もって</u>市民の生活の安定及び福祉の向上に寄与するとともに、世界の古都奈良にふさわしい伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりに努めなければならない。</p> <p>また、急激な人口減少と<u>更なる少子高齢化社会の進行</u>など社会経済情勢は大きく変化するとともに、市民ニーズも多様化、高度化してきている。</p> <p>このため、議会は、議事機関としての特性を発揮し、市政における課題の論点及び争点を明らかにして十分に議論を尽くすとともに、市政運営への<u>監視及び評価</u>機能を強め、さらに政策立案<u>及び政策提言</u>を積極的に行うことにより、その使命を果たさなければならない。</p> <p>また、議会は、市民に開かれた、分かりやすい議会であり、かつ、信頼される議会として、情報公開や説明責任を積極的に果たすことに努めなければならない。</p> <p>ここに、本市議会は、市民福祉の向上を図るために、二元代表制の一翼を担う重大な責務があることを確認し、市民の厳粛な信託に全力で応え、市民とともに歩む開かれた<u>議会</u> _____を目指すことを決意し、議会に関する基本的な事項を明らかにし、この条例を制定する。</p> <p>（基本方針）</p>

現行	改正案
<p>第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。</p> <p>(1) 議案、議会の議決に付される全ての事件（以下「議案等」という。）の審議又は審査による<u>政策決定</u>を行うこと。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(議員の活動原則)</p>	<p>第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。</p> <p>(1) 議案、議会の議決に付される全ての事件（以下「議案等」という。）の審議又は審査による<u>意思決定</u>を行うこと。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(議員の活動原則)</p>
<p>第6条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>(1) 地域の課題のみならず、市政全般の課題及びこれに対する市民の多様な意思を的確に把握し、議会を構成する一員として市民全体の福祉の向上を目指して活動し、市民の厳粛な信託に<u>応えるものとする</u>。</p> <p>(2) 日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に<u>努めるものとする</u>。</p> <p>(3) 議会活動について、市民に対して説明する責務を有する。</p> <p>(4) 議会が討議の場であること及び合議制の機関であることを十分認識し、積極的な議論を<u>重んじなければならない</u>。</p> <p>(委員会)</p>	<p>第6条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>(1) 地域の課題のみならず、市政全般の課題及びこれに対する市民の多様な意思を的確に把握し、議会を構成する一員として市民全体の福祉の向上を目指して活動し、市民の厳粛な信託に<u>応えること</u>_____。</p> <p>(2) 日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に<u>努めること</u>_____。</p> <p>(3) <u>市政の課題について政策立案及び政策提言に取り組むこと</u>。</p> <p>(4) 議会活動について、市民に対して説明責任を<u>果たすこと</u>。</p> <p>(5) 議会が討議の場であること及び合議制の機関であることを十分認識し、積極的な議論を<u>重んじること</u>_____。</p> <p>(委員会)</p>
<p>第7条 委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）は、議案等の審査、市政に関する課題の調査又は<u>その所管に属する事務に関する調査</u>_____の充実を図ることにより、その機能が十分に果たされるよう努めるものとする。</p> <p>2 常任委員会（予算決算委員会を除く。）及び議会運営委員会は、議会の閉会中においても<u>各所管に属する事務に関する調査を行うよう努めるものとする</u>。</p>	<p>第7条 常任委員会及び議会運営委員会</p> <p>_____は、議案等の審査、市政に関する課題の調査又は<u>各所管</u>_____に属する事務に関する調査（以下「<u>所管事務調査</u>」という。）の充実を図ることにより、その機能が十分に果たされるよう努めるものとする。</p> <p>2 特別委員会は、特定事件の審査又は調査の充実を図ることにより、その機能が十分に果たされるよう努めるものとする。</p> <p>3 常任委員会（予算決算委員会を除く。）及び議会運営委員会は、議会の閉会中においても<u>所管事務調査を行う</u>_____ものとする。</p>

現行	改正案
3 委員会	4 委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)
は、その審査又は調査に当たって資料等を積極的に公表し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。	は、その審査又は調査に当たって資料等を積極的に公表し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。
4・5 略	5・6 略
(会派)	(会派)
第8条 議員は、議会活動を行うため、	第8条 議員は、議会における活動を円滑に行うため、基本的政策が一致する
_____会派を結成することができる。	_____議員で構成する会派を結成することができる。
2 会派は、基本的政策が一致する議員で構成し、活動する。	2 会派は、意思決定、政策立案及び政策提言その他の議会活動に関し、必要に応じて会派間で相互に協議を行い、円滑かつ効果的な議会運営を図るものとする。
3 会派は、政策決定、政策立案_____その他の議会活動に関し、必要に応じて会派間で相互に協議を行い、円滑かつ効果的な議会運営を図るものとする。	2 会派は、意思決定、政策立案及び政策提言その他の議会活動に関し、必要に応じて会派間で相互に協議を行い、円滑かつ効果的な議会運営を図るものとする。
(議決・説明責任)	(議決・説明責任)
第9条 議会は、市の議事機関として議決責任を深く認識するとともに、その	第9条 議会は、_____議事機関として議決責任を深く認識するとともに、議
の経過及び結果について、市民に対し説明する責務を有する。	決の経過及び結果について、市民に対して説明責任を果たすものとする。
(会議の公開等)	(会議の公開等)
第10条 略	第10条 略
2 略	2 略
3 議会は、本会議及び委員会の傍聴人に対して、議案等の審議又は審査のための資料等の提供に努めるものとする。	3 議会は、本会議及び委員会の傍聴人に対して、議案等の審議又は審査のための資料等の提供に努めるものとする。
4 略	4 略
(広報及び広聴の充実)	(広報及び広聴の充実)
第11条 議会は、市民とともに歩み、市民に開かれた議会を実現するため、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努めるものとする。	第11条 議会は、市民とともに歩む_____開かれた議会を実現するため、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努めるものとする。
2 略	2 略
3 _____議会の広報及び広聴の内容、在り方等については、常に検証し	3 議会は、議会の広報及び広聴の内容、在り方等_____について、常に検証し
充実を図るものとする。	充実を図るものとする。
(市民参画の促進・議会報告会)	(市民参画の促進・議会報告会)

現行	改正案
<p>第12条 議会は、市民の<u>意思</u>を議会活動 _____ に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、公聴会及び参考人制度、<u>専門的知見等</u>を活用して、<u>政策的識見等</u> _____ を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>3 略 (市長等との関係の基本原則)</p>	<p>第12条 議会は、市民の<u>多様な意思</u>を市政 _____ に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、公聴会及び参考人制度 _____ を活用して、<u>市民の多様な意見</u>を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>3 略 (市長等との関係の基本原則)</p>
<p>第15条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等で緊張ある関係を構築し、市長等の事務の<u>執行の</u> _____ 監視及び評価を行うとともに、<u>政策立案、政策提言等</u>を通じて、市民福祉の向上及び市政の発展に取り組むものとする。 (会議における質疑応答)</p>	<p>第15条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等で緊張ある関係を構築し、市長等の事務の<u>執行について</u>監視及び評価を行うとともに、<u>政策立案及び政策提言</u>を通じて、市民福祉の向上及び市政の発展に取り組むものとする。 (会議における質疑応答)</p>
<p>第16条 略</p> <p>2 市長等及びその補助機関である職員は、議員の<u>質疑又は質問</u>に対して<u>議長又は委員長の許可を得て</u>、その発言の論点及び争点を明確にするため _____、当該議員に対し趣旨を確認することができる。 (政策等の監視及び評価等)</p>	<p>第16条 略</p> <p>2 市長等及びその補助機関である職員は、議員の<u>質疑及び質問</u>に対して _____、その発言の論点及び争点を明確にするため、<u>議長又は委員長の許可を得て</u>、当該議員に対し趣旨を確認することができる。 (政策等の監視及び評価 _____)</p>
<p>第17条 議会は、市長等の事務の執行が<u>適正かつ公平</u>及び効率的に行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。</p> <p>2 略 (重要な政策等の説明及び審議)</p>	<p>第17条 議会は、市長等の事務の執行が<u>公平かつ適正</u>及び効率的に行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。</p> <p>2 略 (重要な政策等の説明及び審議)</p>
<p>第18条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「<u>重要な政策等</u>」という。）について、市長に対し、その内容に<u>応じ</u>、<u>適切な資料</u>の提供及び説明を求めるものとする。</p> <p>2 略 (予算及び決算審議における<u>説明</u> _____)</p>	<p>第18条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「<u>重要な政策等</u>」という。）について、市長に対し、その内容に<u>応じた適切な資料</u>の提供及び説明を求めるものとする。</p> <p>2 略 (予算及び決算審議における<u>説明資料</u>)</p>

現行	改正案
<p>第19条 略 (地方自治法第96条第2項の議決事件)</p>	<p>第19条 略 (地方自治法第96条第2項の議決事件)</p>
<p>第20条 議会は、議事機関としての機能を十分に発揮するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項に基づき<u>議会</u>の議決すべき事件を<u>条例で別に定めるものとする</u>。 (議員の文書による質問)</p>	<p>第20条 議会は、議事機関としての機能を十分に発揮するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の<u>規定に基づき、議会の議決すべき事件を別に条例で定めるものとする</u>。 (議員の文書による質問)</p>
<p>第21条 議員は、閉会中に市長等に対し、<u>議長が別に定める様式により文書</u>で質問を行い、文書による回答を求めることができる。</p>	<p>第21条 議員は、閉会中に市長等に対し、<u>文書による</u>質問を行い、文書による回答を求めることができる。</p>
<p>2 略</p> <p>3 前2項の文書による質問及び回答は、<u>全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする</u>。 第5章 議会の機能強化 (議員研修)</p>	<p>2 略</p> <p>3 <u>議長は、前2項の規定による質問及び回答を全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする</u>。 第5章 議会の機能強化 (議員研修)</p>
<p>第22条 議会は、議員の<u>政策形成、政策立案等</u>に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、<u>広く各分野の専門家や市民等を招いて 議員研修を実施するものとする</u>。</p> <p>3 議会は、<u>議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならない</u>。 (議員相互の討議の推進)</p>	<p>第22条 議会は、議員の<u>政策立案及び政策提言</u>に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、<u>広く各分野の専門家、市民等を招いて、議員研修を実施するものとする</u>。</p> <p>3 議会は、<u>この条例の理念を議員に浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならない</u>。 (議員相互の討議の推進)</p>
<p>第23条 議員は、議会の機能を発揮するため、委員会等において、<u>積極的な議員間の討議</u>により、市政の課題の論点及び争点を明らかにするよう努めるものとする。</p> <p>2 議員は、議員間の討議を通じて合意形成を図り、<u>政策立案、政策提言等</u>に積極的に取り組むものとする。 (調査機関の設置)</p>	<p>第23条 議員は、議会の機能を発揮するため、委員会等において、<u>積極的な討議</u>により、市政の課題の論点及び争点を明らかにするよう努めるものとする。</p> <p>2 議員は、議員間の討議を通じて合意形成を図り、<u>政策立案及び政策提言</u>に積極的に取り組むものとする。 (調査機関の設置)</p>

現行	改正案
<p>第25条 議会は、議会活動及び<u>政策の重要案件</u>に関する調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。</p> <p>(予算の確保)</p>	<p>第25条 議会は、議会活動及び<u>重要な政策等</u>に関する調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。</p> <p>(予算の確保)</p>
<p>第26条 議会は、議事機関としての機能を<u>充実する</u>ために、必要な予算の確保に努めるものとする。</p> <p>(議会改革の継続的な取組)</p>	<p>第26条 議会は、議事機関としての機能を<u>充実させる</u>ために、必要な予算の確保に努めるものとする。</p> <p>(議会改革の継続的な取組)</p>
<p>第27条 略</p> <p>2 議会は、市民に<u>分かりやすい</u>議会運営を行うため、議会の会議に関する規則、委員会に関する条例等を継続的に見直すものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(議会事務局の体制整備)</p>	<p>第27条 略</p> <p>2 議会は、市民に<u>開かれた</u>議会運営を行うため、議会の会議に関する規則、委員会に関する条例等を継続的に見直すものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(議会事務局の体制整備)</p>
<p>第29条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、事務局の<u>機能の強化及び組織体制の整備に努めるとともに</u>、政策立案、政策提言等を支援するため、事務局の<u>調査</u>及び法制機能の充実を図るものとする。</p> <p>(議員の定数)</p>	<p>第29条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、事務局の<u>体制を整備し、その機能を強化する</u>とともに、政策立案及び政策提言を支援するため、事務局の<u>調査機能</u>及び法制機能の充実を図るものとする。</p> <p>(議員の定数)</p>
<p>第31条 議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の<u>代表</u>である議会が、市民の<u>意思</u>を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 議員の定数に関しては、別に<u>条例</u>の定めるところによる。</p> <p>(議員報酬)</p>	<p>第31条 議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点の<u>みならず</u>、市民の<u>代表機関</u>である議会が、市民の<u>多様な意思</u>を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 議員の定数に関しては、別に<u>条例</u>で定めるところによる。</p> <p>(議員報酬)</p>
<p>第32条 略</p> <p>2 議員報酬に関しては、別に<u>条例</u>の定めるところによる。</p> <p>(政務活動費)</p>	<p>第32条 略</p> <p>2 議員報酬に関しては、別に<u>条例</u>で定めるところによる。</p> <p>(政務活動費)</p>

現行	改正案
<p>第33条 議員又は会派は、<u>政策形成能力</u>の向上、議会の活性化等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究その他の活動及び政策提言等を行うものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>第11章 補則 (条例の見直し)</p> <p>第34条 略</p>	<p>第33条 議員又は会派は、<u>政策立案及び政策提言に係る能力</u>の向上、議会の活性化等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究その他の活動_____を行うものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>第11章 補則 (条例の見直し)</p> <p>第34条 略 <u>(委任)</u></p> <p>第35条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>